

16世紀～17世紀	<p>「極東」を旅行した西洋人が故国に送った報告書の中に、戦国時代末期に大名らが行っていた「過酷な裁き」を記述している。</p> <p>「彼らの刑罰は、火あぶり、焼殺、磔と逆磔、牛四頭を使った牛裂き、および油や湯での釜煎りである」 (フランソワ・カロン著『日本・シャム王国誌』)</p>
-----------	--

1851年	<p>【ペリーがフィルモア大統領から日本遠征を命じられたときの目的】 日本の海岸で発見されたアメリカ人が文明国の市民にふさわしい処遇を受けようとする政府から保証を勝ち取ること</p>
-------	--

1868年	<p>【岩倉具視の意見書に基づく（全国の役人への）行政官布達】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・磔は、主君と父親を殺した大逆にのみ厳しく限定し、焚（火刑）は完全に廃止する。 ・追放は種類を問わずすべて「徒刑」に代え、適切な施設が完成次第、流罪を言い渡された罪人を蝦夷地へ送る。 ・100両以上の盗みはすべて死罪とし、国内のどこであれ死刑を宣告する際は、今後は朝廷の明確な承認を必要とする。
1869年	<ul style="list-style-type: none"> ・新政府の行政組織が古代の「二官八省」をモデルにしたものに改編され、「刑部省」ができる。刑部省は以前の刑法事務科を組織に組み込み、明治政府のため中国式の法典を準備する仕事を引き継いだ。 ・罪人の市中引廻し、晒刑および鋸引は、すべて廃止
1870年	<ul style="list-style-type: none"> ・刑罰としての入墨は廃止
1871年	<ul style="list-style-type: none"> ・『新律綱領』が完成し、絞首が明治の刑罰制度に組み入れられた。
1872年	<ul style="list-style-type: none"> ・笞刑と杖刑を短期の苦役に代えること、終身懲役を導入することが正式に認められる。 ・刑部省が改編され、司法省となる。（江藤新平が司法卿に任命される）
1873年	<ul style="list-style-type: none"> ・敵討の禁止 【『改定律例』の頒布】 ・「閹刑」が大幅に縮小され、謹慎や切腹などを終身の「禁固」に統一される。 ・笞刑と杖刑、流刑を廃止して「懲役」に統一した。
1874年	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀の乱で逮捕された江藤新平は、2日後に、大久保利通が指名した裁判官によって大逆罪で有罪とされ、梟首（晒し首）に処せられた。 ・『明六雑誌』にて、津田真道が刑事裁判と刑罰制度の改革を主張する。特に、拷問制度の廃止を訴える。 「拷問ヲ廢セスハ彼我同權ノ條約ヲ結フヘカラサルナリ。」 ・ボアソナードが『拷問廃止に関する意見書』を司法卿大木喬任に提出 「日本があらゆる種類の拷問を完全に廃絶しない限り、欧米列強に治外法権の撤廃を検討するよう説得することは絶対にできないだろう」 ↓ ・司法省は元老院に拷問の全廃を提案する。
1879年	<ul style="list-style-type: none"> ・元老院は正式に拷問を廃止することを承認した。 ・旧幕府の刑罰のうち唯一残っていた晒し首が廃止される。
1880年	<ul style="list-style-type: none"> ・日本初の欧米式刑法が公布される。 ナポレオン法典を下敷きにしてボアソナードが起草した。 刑罰は、死刑は絞首刑の一種類しか認めず、罰金刑、徒刑、流刑、懲役、禁獄、禁固であり、すべて自由刑であった。

